

社会福祉法人ル・プリ
奨学生 第二期 募集 案内

2021年度

1 奨学金事業の創設について

本奨学金は、障害福祉、高齢者福祉、児童福祉等の分野での実践者を目指し、大学院、大学、短大、専門学校に就学している学生に対して、将来の実践の場を提供するとともに、在学期中の勉学環境を支援するために、当法人が運営をするものです。

貸与型奨学金ですが、当法人に就職し、各社会福祉事業の直接支援者として働くことを希望する学生を対象としています。

また、実際に当法人に就職し一定の期間働いた場合には、奨学金の返済が免除されます。

奨学金を希望する学生は、本奨学金の申請にあたり、上記の本奨学金の趣旨を十分に理解のうえで、直接法人に申請をしてください。

当法人の事業内容については、ホームページ（アドレス <http://le-pli.jp/>）をご覧ください。また、ご不明の点があれば、法人ホームページの「奨学金問い合わせ」をクリックして質問事項を入力してください。

2 学生の資格

大学院生、四年制大学の学部生、短期大学の学生、専修学校（専門課程以上に限る。）の学生（いずれも通信制及び夜間制を除く）であること。

在籍学部の制限はありませんが、実践の場（職場）によっては、保育士資格の取得や児童指導員資格に定められる学科及び課程を修めて卒業する必要があります。希望する職場がそうした職場である場合には、履修科目等について十分検討してください。

3 奨学金額

(1) 奨学金 50,000円（月額）

(2) 入学金助成金 200,000円（2020年度入学の第1学年生に限る。）

※第1学年生の場合、年額80万円、第2学年生以上年額60万円

4 他の奨学金との併用

全ての貸与型奨学金、日本学生支援機構（JASSO）・地方自治体・公的機関からの給付型奨学金との併用は可

本奨学金と同様に、奨学金の貸与（給付）主体に奨学生が職員として勤務する（意思がある）ことを条件とする、他の奨学金との併用はできません。

5 募集概要

(1) 応募（受付）期間

2021年9月13日（月）～2021年10月29日（金）

(2) 募集人数 15名程度

6 応募方法

(1) 本案内から奨学金申請書をダウンロードし、必要事項と小論文（本人の将来への決意）を自筆で記入してください。記入にあたっては、9の注意事項に従ってください。

(2) 申請書、小論文のほか、次の書類を揃えて郵送してください。

ア 振込口座届け（届出書は、本案内からダウンロードして記入してください。）

イ 履歴書（書式は案内からダウンロードして記入してください。顔写真貼付のこと）

ウ 申請者本人の住民票1通（発行から6か月以内、マイナンバー記載なし）

エ 在学証明書（原本：学校所定の様式で可）1通

オ 直近の成績証明書（原本：学校所定の様式で可）1通

※2021年3月に高等学校（専修学校高等課程を含む）を卒業し、同年4月に大学等に入学した者は、高等学校長等が作成する調査書（高等学校卒業程度認定試験合格者は、合格成績証明書〈原本〉）

(3) 書類の送付にあたっては、1通にすべての書類を入れてください。（郵送料は申請者負担です。）

8 申請書提出について

(1) 郵送先

〒241-0812 横浜市旭区金が谷550

社会福祉法人ル・プリ 法人本部 担当 桑折 宛て

(2) 締め切り

2021年10月29日（金曜）（10月29日 消印有効）

9 申請書記入にあたっての注意事項

(1) 申請者欄

- ア 住所、氏名欄には、住民登録地及び申請者本人の氏名を記入
- イ 連絡先TELは、本人に連絡できる固定電話番号あるいは携帯電話番号
- ウ 在学学校名は、学校名のほか学部・学科名、学年まで記入

(2) 貸与希望期間

今回の申請をもって、卒業年度末までの申請を行うこととなりますので、申込者各自の就学先を最短で卒業する年度の3月までの期間を記入してください。

例1 2021年4月に四年制大学に入学した場合には、2025年3月まで

例2 2021年4月に短期大学第2学年に在学の場合、2023年3月まで

(3) 保証人

ア 申請者が、申請時に20歳未満の未成年である場合は、保証人欄は法定代理人（親権者又は未成年後見人）にあたる方の同意を得て、署名をしてもらってください。

イ 申請者が、成人である場合には、有職者であり独立して生計を維持している方の同意を得て、署名をしてもらってください。

(4) 小論文（将来への決意）について（重要）

就学先において、今後学びを深めていこうと考えている分野、あるいは現に在籍するゼミ等での研究テーマなどについて、その取り組み（調査や実習）の姿勢や活動過程についての説明のほか、当法人が実施する社会福祉事業（法人ホームページを参照）の中で、ご自身が実践の場として働こうと考えている職場（分野）について、その意気込みを含めて記載してください。

また、「2学生の資格」でも説明をしていますが、当法人内の事業所・施設のうち、保育所や児童福祉施設（養護施設や福祉型障害児施設）を希望する場合には、国家資格としての保育士資格や実際に働くにあたり必要となる資格（任用資格）として社会福祉士・精神保健福祉士資格、幼稚園、小・中学校、高等学校の教員免許所持など条件とされる場合がありますので、そうした受験資格等を得る課程を修める予定であるかどうかについても記載してください。

10 選考等について

- (1) 11月上旬までに書類選考を行い、一次の合否結果を通知します。

- (2) 一次選考合格の方については、合格通知のほか二次選考についての案内をお知らせします。
- (3) 二次選考の合否結果（最終結果）については12月上旬を予定しています。

11 採用者の手続き

奨学生に決定した方は、法人所定の誓約書を提出していただきます。また、奨学金貸付契約書を法人との間で締結していただきます。

12 奨学生の義務

奨学生は以下の届出の義務を負います。

- (1) 居住先に変更があったとき
- (2) 休学、復学、留年、留学、転学等の異動があったとき
- (3) その他本人の身分及び保証人に変更があったとき
- (4) 各学年での成績通知

13 奨学金の打切りと返済

次の各号のいずれかに該当する場合には、奨学金の貸与を打切るものとします。あわせて、すでに貸与された奨学金全額を当該事由が生じた日の属する月の翌月の末日までに、一括返済しなければなりません。

- (1) 就学先の大学等を退学した場合又は卒業が不可能となった場合
- (2) 心身の故障のため就学の見込みがなくなると認められる場合
- (3) 学業成績が著しく不良となったと認められる場合（留年を含む）
- (4) 奨学生が、奨学金の貸与を自ら辞退した場合
- (5) 奨学生が上記にある義務を怠った場合
- (6) 虚偽の申請その他不正な手段をもって奨学金の支給を受けた場合
- (7) 前各号に掲げるもののほか、修学資金の貸付の目的を達成する見込みがなくなると認められる場合